

公益財団法人三浦財団

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三浦財団（以下「この法人」という。）がこの法人の業務遂行のために支給する謝金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の支給額)

第2条 この法人は、業務遂行のために必要な用務を依頼した者に対し、その対価として謝金を支払うことができる。

2 前項の謝金は、次に掲げる額（源泉徴収税額控除後の額）を払うものとする。

(1) 講演（1講演当たり）

① 役員等及び選考委員 20,000 円

② 奨学生（卒業生含む） 3,000 円

(2) 寄稿（1寄稿当たり）

① 役員等及び選考委員 5,000 円

② 奨学生（卒業生含む） 3,000 円

3 特段の事情により前項の規定によりがたい場合は、理事長が別に定めることができる。

4 第1項に定める謝金とは別に、必要に応じて交通費及び宿泊費の実費を支給することができる。

(謝金等の支給方法)

第3条 前条の謝金及び交通費等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 謝金は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2019年9月21日から施行し、2019年2月1日から適用する。